

社会生活基本調査の利用状況

1 行政上の施策への利用等

(1) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日、仕事と生活の調和推進官民トップ会議¹決定)における数値目標としての利用

- ・6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

*内閣総理大臣の下、関係閣僚、経済界、労働界、有識者が参集

(2) 「仕事と生活の調和」実現度指標での利用(平成20年3月25日、男女共同参画会議²)

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、仕事と生活の調和の進展度合いの把握を目的としてその在り方が明記された指標

- ・出勤時間の多様性、通勤時間、有業者の家族と一緒にいた平均時間、家事・育児・介護等の総平均時間の男女比率、6歳未満の子供のいる者の家事・育児の総平均時間の男女比、ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間、交際・つきあいの総平均時間、ボランティア活動・社会参加活動の年間行動者率(有業者・無業者別)、交際・つきあいの行動者率(有業者・無業者別)、学習・研究の総平均時間、趣味・娯楽等の総平均時間、学習・研究の年間行動者率(有業者・無業者別)、趣味・娯楽等の年間行動者率(有業者・無業者別)、休養・くつろぎの総平均時間

*現在は「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」において取り扱っている。

(3) 男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)(男女共同参画社会基本法に基づく法定計画)での利用

- ・「第2部 2.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供」において、「男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を引き続き行う」とされている。

(4) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)での利用

- ・6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の数値目標(参考指標)としての利用

2 最近の白書等での利用

(1) 男女共同参画白書(内閣府)

- ・6歳未満の子どものいる夫の家事・育児関連時間、夫と妻の仕事、家事・育児、自由時

間の状況

- ・ボランティア行動者率
- ・妻の就業状態別夫婦の1日の生活時間
- ・交際・つきあいの時間 など

(2) 少子化社会白書(平成22年から「子ども・子育て白書」に名称変更)(内閣府)

- ・6歳未満の子のいる夫の家事・育児関連時間

(3) 労働経済白書(厚生労働省)

- ・生活時間(男女・就業状態・就業時間別)
- ・家事・介護・看護・育児の行動者率 など

(4) 「働く女性の実情」(厚生労働省)

- ・夫婦と子どもの世帯における共働きか否か別生活時間

(5) 高齢社会白書(内閣府)

- ・年齢階級別生活時間(スポーツ、趣味・娯楽)

(6) 国土交通白書(国土交通省)

- ・労働時間及び通勤時間と家族と過ごす時間との関係分析
- ・単身高齢者の一緒にいた人別生活時間

(7) 情報通信白書(総務省)

- ・都道府県別インターネット利用行動者率

(8) 中小企業白書(中小企業庁)

- ・企業規模別生活時間(男女別、家事・育児時間)

3 その他(国における分析など)

(1) 無償労働の貨幣評価(内閣府)

- ・家事などの無償労働の貨幣評価

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する分析(内閣府)

- ・個人属性と生活時間(労働時間など)との関係分析

4 地方公共団体での利用(都道府県別データ)

(1) 都道府県の男女共同参画計画

- ・ 男女の家事・育児、介護時間、仕事時間
- ・ 夫婦の生活時間（家族類型別）
- ・ 趣味・娯楽、学習・研究、ボランティアの行動者率
- ・ 男性の家事、介護・看護、育児、買い物時間（家事・育児関連時間）について、一部
数値目標として利用 など

(2) 少子・高齢化対策、子育て支援

- ・ 6歳未満の子どもがいる夫婦の生活時間
- ・ ボランティアの行動者率
- ・ 男性の帰宅時間、通勤時間、家事育児時間
- ・ 女性の家事育児時間
- ・ 介護者及び要介護者のいる世帯の生活時間
- ・ 子ども（小学生・中学生・高校生）の生活時間 など

(3) 文化振興・地域振興・生涯学習・スポーツ振興

- ・ 趣味・娯楽（芸術鑑賞）の行動者率について、一部数値目標として利用
- ・ ボランティアの行動者率（一部数値目標として利用）
- ・ 旅行・行楽の行動者率
- ・ スポーツの行動者率（一部数値目標として利用）
- ・ 高齢者の世帯属性別結果（一人で過ごす時間など）

(4) 情報化関連

- ・ インターネットの利用状況

5 国際比較のための利用

- ・ 経済協力開発機構（OECD）などへ社会生活基本調査の結果を提供
- ・ その他、労働時間の各国比較などに利用